

長柄ダム周辺においてドローン等の飛行を行う方への注意事項

- ① 飛行可能範囲以外の場所では、ドローン等の飛行を固くお断りします。
また、飛行禁止範囲上空の飛行も固くお断りします。
- ② 飛行を行う場合は、房総導水路管理所に必ず事前に連絡して下さい。
- ③ 令和4年6月20日より、重量100g以上の無人航空機の登録が義務化されました。
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。
詳しくは、国土交通省ホームページをご確認下さい。
- ④ その他注意事項
 - 立入禁止区域への立入は、固くお断りします。
 - ダム施設や、施設の運用に損害を与えた場合は、損害額を請求します。
 - ダム見学中の見学者等に危害を及ぼした場合は、損害額を請求します。
 - ドローン飛行時の怪我、他者とのトラブルについて、当方では一切の責任を負い兼ねます。
 - ドローン回収等の便宜供与はできません。
 - 撮影した画像・映像に人物が写り込んでいた場合、同意を得ずにインターネット上に公開すると、肖像権の侵害行為として民事訴訟の対象になる場合があります。(総務省からの注意喚起)

長柄ダム周辺図

※当機構所有地以外の箇所については、
別途土地所有者へ確認願います。

長柄町
所有地

ドローン飛行禁止範囲

ダム管理所



..... ドローン飛行可能範囲



..... ドローン飛行禁止範囲

独立行政法人水資源機構
房総導水路管理所
TEL 0475-72-4121